佐賀市のシンボル
“トンボくん”

市報さが

No.662
平成3年
3月号
（毎月1日発行）

発行所　佐賀市役所（電話代表㉔3151）
〒840　佐賀市栄町1番1号
編　集　秘書広報課

人口　170,215人
男　80,642人
女　89,573人
世帯　57,802
1月1日現在推計人口

市章
昭和29年6月制定

▽二〇〇〇年の佐賀△
「市総合計画」とまとまる

豊かな水に代表される恵まれた自然と田園環境、由緒ある歴史・伝統と風土、県都としての都市の活力など、佐賀のまちの特性を生かし、個性化と風格づくりを重視し、将来都市像を「風格と躍動の人間都市」とした『佐賀市総合計画』が、昨年十二月の定例市議会で議決されました。

これは、来るべき二十一世紀を見据え、高齢化、情報化、国際化など急激な社会経済情勢の変動や、多様化する価値観、行政ニーズに的確に応えるとともに、県都としてはもとより地方中核都市の発展をめざすもので、平成三年度からスタートし西暦二千年までの十年間の市政展開の指針となるものです。

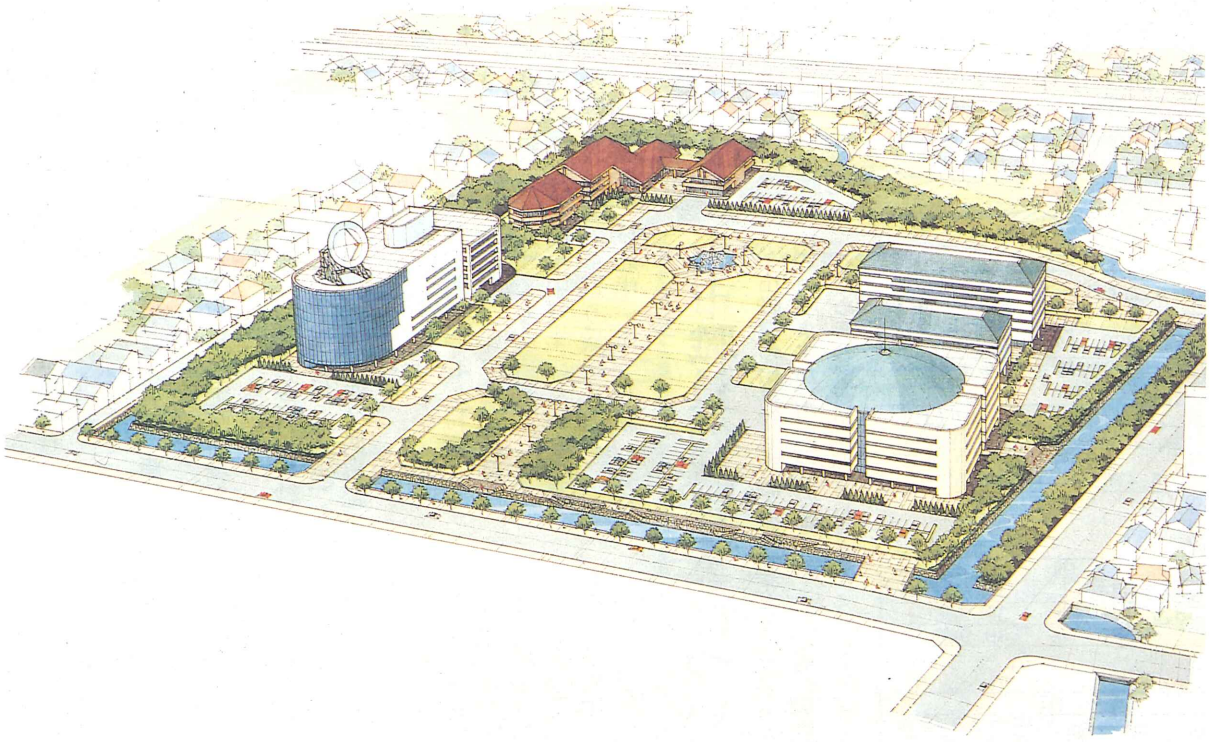

「情報・高度技術・文化交流コア」イメージパース（大和紡績跡地）

風格と躍動の人間都市

総合計画は、都市づくりの基本理念からなる「基本構想」と、この構想を達成するための施策を総合的、体系的に示す「基本計画」とで構成され、さらに、具体的な施策事業については、毎年向こう三年間の「実施計画」によって、計画的行政運営の指針とします。

計画の最高理念とも言うべき「基本構想」では、二十一世紀初頭における本市の姿を念頭に置き、「風格と躍動の人間都市」を基本テーマに、「文化都市」「活力・情報都市」「国際交流・学園都市」「生涯学習都市」「福祉都市」「市民連帯都市」づくりの六つの目標を掲げ、さらに、その実現のための施策の大綱を定めています。

二十一世紀への都市づくり

魅力ある県都へ

東京一極集中、九州における福岡一極集中が進むなかでその流れにサオ差す最後のトリデこそ県都佐賀市の文化の香り高い都市魅力づくりとの視点から、経済的には福岡市の発展を生かして共存共栄を図るものの、まちづくりの面では福岡市には無い広大な空間、水と緑を生かして徹底した個性化を追求していくこととしています。

このため下水道等の都市基盤整備はもとより、水と緑のネットワーク、三万坪にも及ぶ大和紡績跡地開発、駅前開発、市立図書館・科学館の建設、緑の倍増計画、佐賀城内整備、都市型工業団地とソフトパークの建設などビッグプロジェクトがたくさん盛り込まれています。

一大佐賀都市圏を

十年後の市の人口を現在より三万人多い二十万人としているものの、周辺市町村との連携を深め約四十万人の一大佐賀都市圏の形成をめざします。

このため高速道路、佐賀空港と関連させ環状道路の完成（平成五年度）を急ぐとともに都市的土地利用の拡大を図り、計画的な住宅地や産業用地の確保と中心市街地の再開発による高度利用を進めていきます。

内外に開かれたまち

吉野ヶ里遺跡の発見と徐福伝説を契機にますます深まる日中文化学術交流や秋の風物詩として定着した国内最大のインターナショナル・バルーンフェスタなどの実績を発展させ、『歴史・文化・ロマンの佐賀』として内外との交流を深め、活気あふれる開かれたまちを創ります。

豊かさを実感できる福祉の充実

高齢化社会、成熟化社会、文化の時代を迎え地域福祉の充実、多様かつ横断的な高齢化対策、生涯学習ネットワークの構築や文化活動の支援など市民生活の質の向上を図り、真に豊かさを実感できる地域づくりを展開します。

まちづくりの主役は市民

ふるさと佐賀ンまちづくりを市民自らの手で創り、育てるとの観点から、市民と行政の論議を尽くし納得づくのまちづくりを進めます。

まさに『行政は舞台づくり、演ずる主役は市民』を行動原理として、市民主役のまちづくり、ひいては二十一世紀を担う人づくりを進めていきます。

（くわしくは、今月中旬の総合計画特集号をご覧ください。）

— 佐賀市広報特別番組 —
『21世紀の佐賀を展望する』
— 佐賀市総合計画「2,000年の佐賀」—
3月9日(土)AM11：30～11：45
ＳＴＳサガテレビ

西村市政 二期目のスタート

佐賀市長に再選された西村市長は、二月十五日職員の拍手に迎えられ初登庁しました。

西村市長は早速、幹部職員を集めた初庁議で、「新しい総合計画十年のスタートダッシュの年。最初から全力疾走で望み、佐賀らしい表情を持った明るい、感動を呼び込むまちづくりをめざす。そのために市民と一体となって行政を進める。」と二期目の決意を述べました。

初登庁する西村市長

ごあいさつ　西村公俊

市民皆様の絶大なるご支援、ご支持をいただき、改めて四年間市長として市政を担当させていただくことになりました。市民皆様の負託に応えて心を新たにして一生懸命市政に取り組んでいかねばならぬと責任を感じております。

＊　＊

私は、
◇県都としての風格あるまちづくり
◇市民とともに進めるまちづくり
◇清潔な温かい市政
を三本柱に市政に取り組んで来たところでありますが、選挙を通じて感じましたことは、佐賀の町は、動いている。良くなっていると実感するとともに、市民皆様の市政に対する要望が高度化、かつ、多様化しており、これらに市が対応していくためには、弾力的な思考を持ち、敏速に動くことが大切であると痛感いたしました。また、農村環境、道路、下水道等の整備は、まだまだであります。このような基盤整備のほかプラスアルファーが必要であります。そのためには、一層佐賀のイメージアップ作戦を展開しなければと考えております。

＊　＊

『未来に夢を託せる佐賀に』するため、水と緑と歴史を活かした都市づくりを進め、個性あふれる佐賀の町に。そして、二十一世紀に羽ばたく、魅力ある都市づくりをしたい。加えて、人々の心の温もりが通いあうまち。本当に豊かに楽しく暮らせる佐賀をと願っています。

いよいよ平成三年度から新しい総合計画の実施の年に入ります。計画期間は、十年間となっておりますが、気を抜くことなく全力疾走で事にあたるよう、佐賀市をもっと良くして、明るい表情を持った感動の持てる町づくりをしていく所存であります。

そこで、新総合計画には、具体的に十大課題と二十の新規重点施策を掲げたところであります。そして、将来の都市像『風格と躍動の人間都市』の実現に邁進いたします。

＊　＊

これらの目標実現には、行政と市民の皆様とが、一緒になって取り組んでいかなければならないと思います。どうか市民の皆様、良き町佐賀をつくりあげるため、今後とも温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成２年度 青少年健全育成 標語入賞者

〈小学生の部〉

おはようと近所にひびく朝の声　嘉瀬小五年　北島　聡
だんらんは非行をふせぐ家族愛　新栄小六年　平井　康治
親と子の明るいわらい平和な家庭　巨勢小四年　中野　理史
いじめっ子心の中はひとりっ子　鍋島小六年　谷口　梨紗
テレビ消し親子のふれ合い家庭の日　若楠小五年　西久保由紀
気をつけろ甘い言葉と暗い道　鍋島中一年　田中　芳文
育てよう明るい会話のはずむ家　鍋島中三年　久保智恵子
団らんは家族みんなのたからもの　城南中二年　今泉　増子

〈中学生の部〉

すみません素直に言える明るい心　鍋島中三年　吉田　純子
町民で非行をなくす町づくり　城東中三年　八田　学
非行の芽摘み取る愛の草刈り機　城北中一年　笠原　理沙

〈一般の部〉

信じあう親子が防ぐ非行の芽　田代二丁目　飯盛　光治
愛の声かけて守ろう地域の子　城内二丁目　牛島　国枝

なお、佳作入賞者はつぎの通りです。巨勢小五年中村幸佑、嘉瀬小六年池田祐子、久保泉小六年池田和代、巨勢小四年本野美紀子、高木瀬小六年八田隆広、北川副小六年横尾浩平、西与賀小六年森陽子、鍋島中三年橋本英俊、城南中三年山田智佳、城南中一年中島綾、金泉中三年福川信子、昭栄中三年三牧祐加理、芙蓉中一年糸山輝義、鍋島中一年光安史、鍋島中三年田中淳嗣、付属中二年北古賀正太郎、城南中二年有吉由美（以上敬称略）

同和問題

今、子どもたちは、小学校六年と中学校二年の社会科教科書で同和問題について、延べ十数時間もかけて学習しています。

その主な内容は、次のようなものです。

一、同和問題のおこり

江戸幕府は、身分制度（士・農・工・商・その他）を取り入れて国民を支配し、差別政策を行うなかで、同和問題がつくられていったこと。

二、四民平等と身分解放令

明治維新になって、身分制度が廃止されて四民平等となり、最も低い身分とされた人々も平民となることができるように身分解放令が出された。しかし、制度は改革されたが、身分を重んずるふるい観念が根強く残り、同和問題解決にはならなかったこと。

三、全国水平社の結成

明治維新後も、長い間差別に苦しんできた人々は、自らの力で人権の平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動に立ち上ったこと。

四、国民の課題

同和問題の早期解決のため、国は特別に法律をつくり、行政の責務として生活環境を整えたり、学校や地域社会では、国民的課題として人権学習が進められ、解放にむけて努力していること。

※　同和教育学級においても、以上のような四つの柱を中心として、さまざまな事例を引用し、連続二回の学習に取りくみました。

それを受けて、さらに、理解と認識を深めるため現地研修会に発展します。

平成二年度　佐賀市同和教育学級

第四回「子供たちが教科書で学ぶ同和問題」

市職員の給与等について

市職員の給与等は市議会の審議を通じて明らかにされておりますが、市民のみなさんのより一層の御理解を得るためその概要を次のとおりお知らせいたします。

(1)　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（元年度末）	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B)/(A)
元年度	2．3．31　166,895人	38,028,171千円	8,579,390千円	22.6%

（注）人件費には、特別職（市長、市議会議員等）に支給される給料、報酬等を含みます。

(2)　職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数(A)	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	1人当たり(B)/(A) 給与費
2年度	1,172人	4,036,013千円	655,604千円	1,778,688千円	6,470,305千円	5,521千円

（注）1．特別職は含みません。
2．職員手当には退職手当を含みません。

(3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（2年4月1日現在）

区分	佐賀市 平均給料月額	平均年齢	国 平均給料月額	平均年齢
一般行政職	280,836円	40.7歳	253,950円	39.2歳
（参考）全職員	275,431円	40.5歳	272,657円	39.9歳

（注）国の数値は、国家公務員給与実態調査によります。

(4)　職員の初任給の状況（3年1月1日現在）

区分		佐賀市 決定初任給	採用2年経過日給料額	国 初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	136,100円	149,900円	143,100円	157,200円
	高校卒	117,300円	125,600円	117,300円	125,600円

(5)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	230,982円	269,563円	317,675円
	高校卒	188,200円	235,400円	274,467円

(6)　一般行政職の級別職員数の状況（2年4月1日現在）

級	標準的な職務	職員数	構成比
9級	本庁の部長及び次長の職務又はこれに相当する職務	13人	1.7%
8級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務	38人	5.1%
7級	本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	62人	8.3%
6級	(1)本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務又はこれに相当する職務	175人	23.3%
5級	本庁の相当困難な業務を分掌する係の長の職務又はこれに相当する職務	71人	9.5%
4級	(1)本庁の係の長の職務又はこれに相当する職務 (2)特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務	232人	30.9%
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務	63人	8.4%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務	47人	6.3%
1級	一般的な業務を行う吏員、事務員及び技術員の職務	49人	6.5%

(7)　期末・勤勉手当の状況（2年度）

区分	佐賀市 期末	勤勉	国 期末	勤勉
期末・勤勉手当	6月期	1.6月分	6月期	1.6月分
	12月期	2.0月分	12月期	2.0月分
	3月期	0.55月分	3月期	0.55月分
	計	4.15月分	計	4.15月分
	1.2月分		1.2月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有

(8)退職手当の状況（2年度）

区分	勤続期間	自己都合	勧奨・定年
退職手当	最高限度	60.0月	62.7月
	勤続20年	21.0月	28.875月
	勤続30年	41.25月	54.45月
	勤続35年	47.5月	62.7月
	1人当たり平均支給額	885千円	23,409千円

（注）1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(9)　特別職の報酬等の状況（3年1月1日現在）

区分		給与月額等	期末手当
給料	市長	930,000円	6月期 1.6月分 12月期 2.0月分 3月期 0.55月分 計 4.15月分 加算措置 有
	助役	740,000円	
	収入役	680,000円	
報酬	議長	600,000円	
	副議長	520,000円	
	議員	470,000円	

市職員を募集

市では、職員（作業員）の採用試験を次のとおり実施します。

▽受験資格

次のいずれにも該当する者＝①平成三年四月一日現在満三十歳未満の者②平成三年一月一日以前から引き続いて佐賀市内に居住し、住民登録している者

▽採用予定人員　若干名

▽試験日

三月十四(木)・十五(金)・十六(土)日

▽受験手続き

市販の履歴書に写真をはり、人事課（市役所七階）に提出してください。（郵送不可）

▽受付期間

三月一日(金)から三月八日(金)まで

くわしくは、人事課（☎㉔3151内線122）へ。

みち　昭和橋通り

昭和橋通り区間は江崎グリコ南門～国道二〇八号線（環状西線）まで。路線名は、県道松尾佐賀停車場線。

この通りは、昔から長いことバス路線として利用されているが、両側に家屋が密集して、車道幅員も約五㍍～五・六㍍と狭く、西は八戸溝、環状西通りへと連絡している。

―― 生命、火災保険はたすけあいの輪をひろげる全労済へ ――

「全労済」は厚生省、県の認可で、非営利の生活協同組合です。

◎こくみん共済

保障内容 ＼ 月掛金		2,000円 15～59歳	1,000円 0～14歳
死亡・重度障害	交通事故	1,000万円	500万円
	交通事故以外の事故	800万円	400万円
	病気	400万円	200万円
障害	交通事故	1,000万円～24万円	500万円～12万円
	交通事故以外の事故	800万円～16万円	400万円～8万円
入院・療養（日数）	交通事故 入院	5,000円（180日）	3,500円
	交通事故 自宅療養	1,000円（90日）	750円
	交通事故以外の事故入院	3,000円（180日）	2,000円
	病気入院（20日以上）	1,500円（180日）	750円

◎火災共済

毎月　七百円　保障　一千万円
千四百円　二千万円
二千百円　三千万円

鉄筋は月掛金が半額になります。

問い合わせ　佐賀県全労済　0952㉜1212

ご案内

金立山いこいの広場"桜まつり"

◐日時　4月6日(土)　午前10時～
◐場所　金立山いこいの広場内
◐予定行事　お茶会、宝さがし、スケッチ大会等

金立山いこいの広場 "バンガロー" 利用申込受付

市では、金立山いこいの広場のバンガロー（4人用5棟、8人用5棟）を7月1日から9月30日まで開設しますが、その利用申込みを4月1日から受け付けます。また、バンガローのほかにも研修室と和室もありますので会議や研修などにご利用ください。
◐受付場所　市商工観光課
くわしくは、市商工観光課☎内線213へお問い合わせください。

3月3日(第1日曜日) 国保税の納税相談日

保険税の納付はお済みですか。共働き等でお忙しい方、納め忘れの方、お気軽にどうぞ。
市役所1階⑥番窓口、午前9時から午後4時まで。保険年金課納税係☎内線338・468

平成3年度国民健康保険証の色が変わります

一般被保険者は藤色、退職被保険者は肌色に変わります。保険証の交付は三月下旬頃に各家庭に送付予定です。

犬の登録は、4月1日から

犬の登録と予防注射は、狂犬病予防法で毎年1回しなければなりません。平成3年度の登録と注射を4月1日から行いますので、1日現在で生後91日以上になる犬を飼っている方は、必ず登録と注射を受けてください。
日程表は、4月号市報に掲載します。

イノシシ駆除のお知らせ ー佐賀市農林課ー

農林産物の保護のためイノシシの駆除が実施されますので、危害防止のためお知らせします。
◐駆除方法　銃器・わな使用
◐区域　金立町大字金立、久保泉町川久保
◐日時　3月1日～3月25日　日の出～日没

わっかもん会

童謡・唱歌をとおして、仲間づくりや社会参加を行おうとする会です。
◐日時　3月15日(金)　19時～
◐場所　市文化会館1階練習室1
◐お問合せ　市社会教育課☎内線432

水道の引っ越し準備もお早めに

引っ越しの多い時期です。荷物の整理でたいへんだと思いますが、引っ越しの際は、必ず水道局へ早めのご連絡をお願い致します。
なお、連絡先は水道局営業課☎㉝1313または、市役所市民相談室まで。

中高年齢労働者受講奨励金制度

45歳以上の在職労働者(雇用保険被保険者)が各種資格を取得するため、勤務時間以外に労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合、入学料・受講料などの½または¼が助成されます。
◐問合先　佐賀雇用促進センター☎㉖9498

ガス局土曜日閉庁の実施

ガス局は、平成3年4月から毎月第2・第4土曜日が休みになります。
ガスの使用開始、廃止などは、早めにご連絡下さい。ガス漏れ、修理等緊急の場合は、休みに関係なく取り扱います。皆さまのご理解とご協力をお願いします。
ガス局☎㉚6161

国有財産の入札売払

◐物件　昭栄町304番の宅地204.33㎡
◐現地説明　3月5日(火)午前10時(印鑑持参)
◐入札　3月11日(月)午前10時佐賀合同庁舎
◐問合先　城内二丁目佐賀財務事務所管財課☎㉔0291

募集

市統計調査員を

市内で実施される各種統計調査の調査員を広く一般から募集しています。資格は年齢が20歳以上65歳未満で選挙や徴税事務に無関係な方。これに応募されますと、市の統計調査員として台帳に登録され、今後調査が行われるときに随時調査事務に従事していただくことになります。調査が完了すれば、所定の調査員報酬が支給されます。
申込は市企画課（2階）に備えつけの用紙でお願いします。くわしくは☎内線133へ。

公民館管理人を

市教育委員会では、西与賀公民館の住込管理人を募集しています。
▽業務▽公民館職員の勤務時間以外の火災予防、盗難防止、文書などの受取り、1日1時間程度の館内外の清掃等。
▽委託料▽月額2万2千円
くわしくは、市社会教育課☎内線432へ。面談の上決定します。

市営バス春のツアー

（一泊コース）
◈野生馬の都井岬へ　3月24日(日)7時30分出発　¥18,000
◈西の日光・耕三寺と尾道の旅　4月14日(日)7時出発　¥21,000
（日帰りコース）
◈天領日田のひなまつり　3月10日(日)・21日(祝)各日8時30分出発　¥7,000
◈壱岐は生きいきツアー　3月17日(日)8時30分出発　¥10,000
◈春の錦帯橋と宮島　3月21日(祝)7時出発　¥10,000
◈宮崎フラワーフェスタ　3月31日(日)7時出発　¥8,500
◈海の幸と北九十九島のツツジ　4月7日(日)・14日(日)各日9時出発　¥7,000
◈臼杵石仏と風蓮鐘乳洞　4月13日(土)7時出発　¥8,000
◈長崎の味・しっぽく料理　4月21日(日)9時出発　¥9,000
◈切木ボタンと鶴の岩屋　4月28日(日)9時出発　¥4,500
◈日本一のシャクナゲ園と杖立温泉　4月29日(祝)8時30分出発　¥7,000
◈高塚地蔵まいり　毎月第3日曜日8時30分出発　¥2,800（昼食・自由）
◈篠栗めぐり　3月20日(水)・4月19日(金)7時30分出発　¥4,000
（申込問合先）市交通局観光課☎㉔1863

貸切バスガイド(嘱託員)を

▶バスガイド経験のある方を若干名。
（申込問合先）市交通局観光課☎㉔1863

新体操教室(かささぎジュニア)生徒募集

▽開講日▽4月6日(土)　14時より
▽練習日▽低学年　毎週土曜日14時～16時
高学年　毎週日曜日14時～16時
▽募集人員▽5歳児～6年生まで若干名
▽場所▽佐賀女子高等学校　講堂
▽受付▽4月6日・7日（先着順の場合あり）
詳細は、☎㉔5341光岡三佐子へ。

楽しくいろ～んな体験！ あなたもガールスカウトの仲間に

ガールスカウトでは小学生1年生以上の女の子を募集しています。
▽問合先▽☎㉝1648　田中まで。

保健

☎内線315または316

胃・子宮がん検診

がんは早期発見が大切です。年に1回は、ぜひ検診を受けましょう。今月は下記の日程で実施します。尚、70歳以上の方は無料です。

	胃検診	子宮がん検診
受付時間	午前8：30～11：00	午前10：00～11：00
対象者	40歳以上の方	30歳以上の女性
料金	500円	400円
実施場所	メートプラザ佐賀	
実施月日	3月12日（火曜）	
※胃の術後の方や治療中の方、および妊婦さんは胃検診については、御遠慮ください。		

▶申し込みは、市衛生課へ電話でどうぞ。

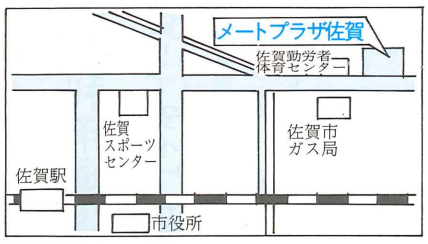

いつでもできる"子宮がん検診"

すすんで検診を受けましょう。受診票は、医療機関窓口にあります。直接お申し出ください。70歳以上の方は無料です。
◇対象者◇30歳以上の方
◇場所◇市内の産婦人科（公立病院は除く）
◇内容◇視診・細胞診
◇料金◇頸部がん検診…1,000円
頸部・体部がん検診…1,700円

土曜胃検診

◇日程◇毎月第3土曜日。今月は16日。
午前8時30分～9時30分。
◇場所◇佐賀保健所
◇対象者◇40歳以上の方
※胃の手術を受けた方や治療中の方、妊婦はご遠慮ください。
◇料金◇500円（70歳以上の方は無料）
◇内容◇レントゲン撮影
◇申し込み◇市衛生課へお電話でどうぞ。

ミーガイド (24)-3151

三歳児健診

◇対象児◇昭和63年2月までの生まれで、まだ健診を受けていない三歳児
◇日時◇3月14日(木)・午後1時から2時まで
◇場所◇佐賀保健所
◇内容◇内科・歯科検診・身体計測・尿検査・指導
◇持参するもの◇母子健康手帳
※平成3年4月以降は、3歳6ヵ月で健診を行いますので、三歳児健診は4月から9月までお休みです。

三種混合予防接種
（百日咳・ジフテリア・破傷風）

◇日時・場所◇3月26日(火)――市民会館、3月27日(水)――市役所医務保健室、いずれも午後1時30分から3時まで
◇対象者◇Ⅰ期―2歳以上4歳未満の幼児（3週ないし8週の間隔で3回接種)、Ⅱ期―2歳以上5歳6ヵ月未満の幼児（Ⅰ期3回を終了後1年を経過した者)
※当日は体温を測り、問診票に記入のうえ母子健康手帳と一緒にお持ちください。

乳幼児相談

◇日時◇毎月第2・4月曜日午前9時～11時
（祝日の場合は翌日にします。）
◇内容◇身長、体重測定
育児に対する相談（保健婦）
り乳食相談及び試食（栄養士）
◇場所◇佐賀市役所医務保健室（地階）

電話育児相談☎㉔9508

第2・4月曜日を除く午前中（日祝日を除く）に育児に関する相談を受け付けています。お気軽に御利用ください。

ご協力を

献血にご協力を！

月日	時間	場所
3月8日(金)	9時～15時	佐賀商業高校
3月9日(土)	10時～16時	日祐神野店

市民の皆さん、救急医療に備えてすすんで、献血にご協力ください。
佐賀県赤十字血液センター、佐賀市

スポーツ

ー保険で安心明るくスポーツー スポーツ安全保険に加入しましょう

いつでも、だれでも、5人以上のグループで加入できます。
☆掛金（年額）☆子ども・文化活動　360円
大人　1,100円
老人クラブ団体　500円
☆対象となる事故☆
・団体の管理下の活動中の事故
・通常の経路往復中の事故
☆問合先☆(財)佐賀市体育協会☎内線426

市県民税の申告は三月十五日までに

平成二年分の市県民税の申告は三月十五日までにお願いします。

◎申告が必要な人

今年の一月一日現在佐賀市に住んでいた人で、平成二年一月一日から平成二年十二月三十一日までの間に収入があった人。

ただし次の人は申告の必要はありません。

平成二年分の所得税の確定申告書を税務署に提出した人。

平成二年分の所得が給与のみで「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出されている人。

◎申告に必要なもの

○申告用紙、印かん
○給与のある人は平成二年中の源泉徴収票
○自営業の人は売上帳簿と仕入帳簿など
○医療費控除を受ける人は医療費の領収書
○生命、損害保険料控除を受ける人は保険料の支払証明書
○障害者や勤労学生の場合はその証明書

申告の受付は市役所市民ホールのほかに、下記のとおり巡回受付をします。

くわしいことは、市民税課☎㉔3151内線184・185へどうぞ

市県民税巡回申告受付日程

受付時間　月曜日～金曜日　9時～16時
土曜日　9時～12時

	申告受付会場	受付月日〔3月1日以降〕		
1	市農協北川副支所	1日(金)		
2	市農協西与賀支所	1日(金)		
3	市農協本庄支所	4日(月)	5日(火)	
4	市農協巨勢支所	1日(金)		
5	市農協蓮池支所	1日(金)		
6	市農協嘉瀬支所	4日(月)	5日(火)	
7	市農協金立支所	4日(月)	5日(火)	
8	市農協高木瀬支所	5日(火)	6日(水)	
9	市農協久保泉支所	6日(水)	7日(木)	8日(金)
10	市農協鍋島支所	6日(水)	7日(木)	8日(金)
11	市農協兵庫支所	6日(水)	7日(木)	8日(金)
12	中央農協指導経済部	1日(金)		
13	佐賀市役所一階市民ホール	3月1日(金)～3月15日(金)〔第2土曜日(3/9)と日曜日は除く〕		

年額480円で100万円の保障！

市民交通傷害保険

『佐賀市民であればだれでも加入できます。』

①保険料・年間一人・一口・四八〇円（一年分）（二口まで加入できます）

②保障内容

1口加入の場合

(1)死亡、後遺障害のとき	1,000,000円
(2)けがのとき（実治療日数）	
7日未満	5,000円
7～30日未満	10,000円
30～60日未満	20,000円
60～90日未満	30,000円
90～120日未満	50,000円
120～150日未満	70,000円
150～180日未満	90,000円
180日以上	120,000円

※２口加入は保障も２倍

③保障期間
・平成三年四月一日から一年間

④受付開始
平成三年三月一日から

⑤受付窓口
・市内の銀行・金庫などの市指定金融機関（郵便局・農協除く）
・校区交通安全母の会（婦人会）

『交通事故が多発しております　家族みんなで加入しよう』

くわしくは、市総務課交通安全対策係☎㉔3151内線155へ

所得税の確定申告と納税は三月十五日までに

◎申告が必要な人

○昨年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

○サラリーマンで給与の年収が一千五百万円を超える人や、給与以外の所得金額が二十万円を超える人など

くわしくは、佐賀税務署☎㉒1661へどうぞ

年金雑学

公的年金と私的年金の違い

公的年金は、受給権者が死亡するまでの長期間受給できる終身年金であり、また、その間の経済変動によって年金の実質価値が目減りしないよう、毎年物価スライドを行い、さらに、5年ごとに国民の生活水準の向上を年金額に反映させるなど、年金額の改定を行っています。

このような仕組によって、すべての国民に老後生活の経済的基盤を保障しています。

私的年金は、各個人の努力による貯蓄的な性格で、その給付は本人の払い込んだ保険料に運用利息を加えたものでまかなわれていますので、予想できない物価や賃金の上昇、平均余命の延びがあった場合には、対応がなかなか困難です。

例えば、第一次オイルショックのとき、昭和49年度には消費者物価は21・8％も上昇しましたが、この時、公的年金は物価スライドによって年金額を21・8％に引き上げましたが、金利の方は、おおむね10％前後でした。

このように、貯蓄はインフレに対応できませんでしたが、公的年金はインフレにも対応し実質価値は変わりません。20歳以上60歳未満の方で厚生年金、共済年金に加入されていない方は早目に市役所１階⑧番窓口で国民年金加入の手続きをして下さい。

ご不明の点は☎㉔3151内線336、337、467までお問い合わせ下さい。

車庫証明の申請は土地所有者氏名、地番を確認のうえ!!

自動車を取得すると保管場所の車庫証明が必要となります。法務局で交付する登記簿謄抄本又は市町村で交付する車庫証明書には土地の所在地、地番、地目、地積、所有者氏名が記載されています。この証明書の申請は所在町、地番が正確でないと証明ができません。

一般に窓口に見える方は行政書士、販売会社の人等代理人で所在地地番が不正確な場合が多くあります。この場合、市の窓口では車庫証明についての土地所有者の委任状があれば、資産税課で調べてお教えしています。しかし相続登記が済んでいないものや、不動産を多数所有されている場合、土地の確定が困難で長時間を要しています。

つきましては、車庫証明申請の際は必ず所有者氏名所在地地番を確認の上、来庁されるようお願いします。

アパートや借家に居住の方は家主の方におたずね下さい。もしどうしても不明の場合は、登記上の所有者を確認していただくことと、所有者本人、同居親族、相続人以外の場合は委任状が必要ですのでご注意下さい。

!!農用地利用増進事業で農地を「貸して安心」「借りて安心」!!

●勤め先が忙しく農業に手が回らない●年をとったし後継者もいない●転作をするのに技術や機械がない●農地を売りたい、買いたい…などお考えの方……

この事業を活用すれば、農地法の許可を受けないで農家の申し出により、市が「農用地利用増進計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することによって、安心して農地の貸し借りなどができます。

特に、二月と三月は、農地流動化強調月間に当り、各町区の農地流動化推進員（農業委員）と農業委員会協力員（生産組合長）の協力のもとに、各農家の皆さん方を訪ね、農地の有効利用と流動化を促進する意味から、ヤミ小作や遊休農地の実態調査やチラシを配付することによって、農地の貸し借りの掘り起こし活動を推進しております。

◎貸したら、借りたらこんな特典（主なもの）

○貸借期間が終了すると自動的に貸借関係は消滅し確実に農地は返還されます。離作料も支払う必要はありません。

○市と農業委員会が中に入っているので貸し借りは安心です。

○中核的担い手農家に農地を貸した人には、要件に合えば平成二年までは農地流動化助成金が交付されていましたが、平成三年からは「高生産性農業構造確立推進費」が交付されます。

○農地を売った場合、譲渡所得の特別控除が八〇〇万円あります。

○農地を買った場合、不動産取得税は取得価格の三分の一が控除されます。

○所有権移転などの登記は農業委員会で代行いたします。

◎貸し借りの受付は年二回

前期三月一日から四月十五日まで
後期九月一日から十月十五日まで

ただし、農用地利用増進事業での貸し借り以外のものは毎月十五日が受付締切です。

くわしくは市農業委員会事務局☎㉔3151内線463へおたずね下さい。

くらしの情報

〈新聞と景品〉

皆さんは「○○を差し上げますから新聞を△ヵ月とってください。」「○ヵ月無料にしますから契約してください。」などと言われたり、逆に「景品がもらえるのなら購読しても…。」と思ったりしたことはありませんか。

新聞社や販売店では、新聞公正取引協議会を組織し、「新聞業における景品類の提供の禁止に関する規約」を定めており、新聞の購読を勧誘する際に景品付販売をしないことにしています。

消費者が景品にまどわされたり景品を欲しがったりすると、新聞社や販売店は景品に気をとられて規約を守ることを怠ってしまい、正常な商取引や公正な競争が行われなくなります。

正常な商取引や公正な競争を行うためには、消費者と事業者の双方が努力することが大切で、事業者だけではなく、皆さんの協力と理解が必要だといえるでしょう。

新聞の訪問販売に関する苦情・相談は次のところへどうぞ。

●佐賀県支部新聞公正取引協議会事務局☎㉙6573

住みごたえのある美しいまちに

――都市景観からのまちづくり――

私たちのまち佐賀市では、都市景観からのまちづくりを進めています。

都市景観は、市民の皆さんが、町の中で目に見えるもの、自然だけでなく人工的なものも含めて、周囲の風景や景色、家並みや町並みなど、また、木々の緑、水辺、道路、ビルや住宅、公園、電柱、看板など、町の中のいろいろなものが合わさって成り立っています。

私たちは、佐賀市を、もっと個性のあるまちに、もっとおしゃれで魅力あるまちに、子供が安心して遊べるまちにしようと望んでいます。

そこで、これらを実現するために、十一の具体的な整備方針を掲げて、都市景観づくりを推進していきます。

①個性あるまちをつくる。
②うるおいのある水辺空間をつくる。
③緑のまちをつくる。
④市民に親しまれ、わかりやすいまちをつくる。
⑤歴史を大切にする。
⑥快適な道路をつくる。
⑦町並みを統一する。
⑧まちをデザインする。
⑨まちに活気を与える。
⑩四季を演出し、季節感を高める。
⑪自然を大切にし、環境保全に努める。

都市景観についてのお問い合わせは、都市計画課へ。

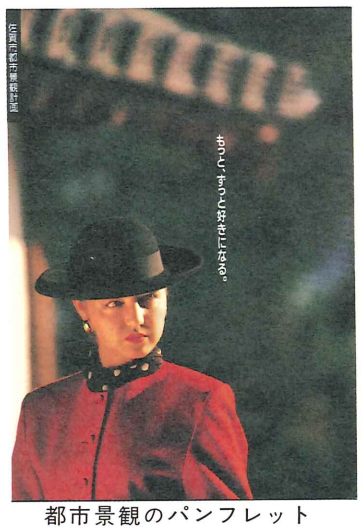

都市景観のパンフレット

心のゆとり

春の「川を愛する週間」3月24日～4月7日

初心にかえって川掃除

11年目の第1歩

ちょっと川に目を向けてみませんか。
木々の緑が水辺に映る景色は、人々にうるおいとやすらぎを与えてくれます。
昔から、市内には縦横に水路が走り、人々と深くかかわりをもってきました。
これからの水路は、次代へ引き継ぐべき貴重な財産であり、佐賀市の個性でもあります。
昔の美しい水路を取りもどそうと、市民の手による河川浄化運動が毎年展開され、ずいぶんきれいになりました。
この運動も昨年で10年をすぎ、今年は20年目へ向けての第一歩の年です。
市民の手による河川浄化運動を今後さらに発展させ、みんながのぞんでいる川をより多くよみがえらせるため、
初心にかえって川掃除に取り組んでみませんか。

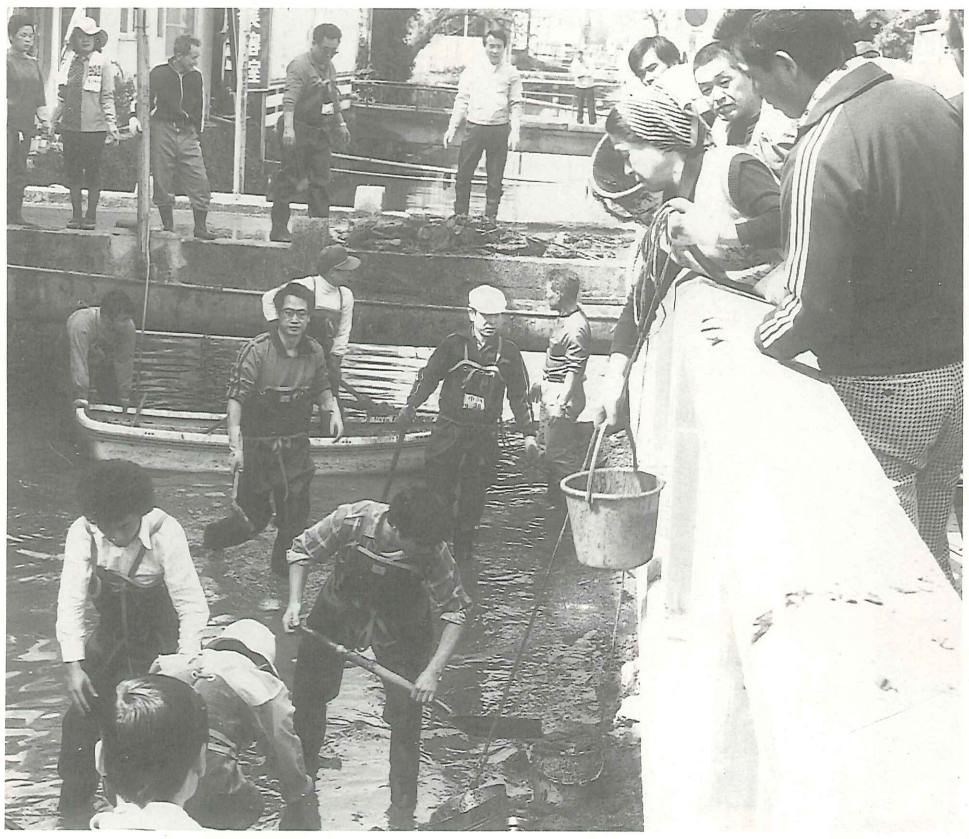

今年も三月二十四日から四月七日まで春の「川を愛する週間」が展開されます。

市内の河川や水路の浄化は、市民の皆さんみんなの河川愛護意識の高揚がなければ達成できないものであり、十年間つづけてきたこの運動で河川に対する意識もずいぶん高くなりました。

今後とも息の長い住民運動として発展させ、水と緑豊かな住みよいまちづくりを目指しましょう。

春の「川を愛する週間」の取り組みについて

川や水路が町区の境界になっているところも多いので、隣接する町区とは十分連絡を取り、清掃されない川がないようにしましょう。

引き上げられたゴミなど自治会で処理できないものは、市河川課で収集しますのでご連絡下さい。あき缶等のゴミと草と泥土は別々に分けて運びますので分別して、二トン車がはいれる道路まで出してもらうようお願いします。

また、清掃用具の胴長やモカキ、水切り用コンテナ等を貸し出しますので、実施される一週間前までに市河川課へ申し込んで下さい。

河川清掃についてのお問い合せなどは、市河川課☎㉔3151内線372・373までお願いします。

お願い

河川清掃で出てきたゴミは、草・泥・あき缶等種類別に分けて置いてください。ゴミは埋立地で処分していますが、埋立地の延命のため再生可能なものは回収し、燃やせるものは乾燥させて燃やしています。もしゴチャゴチャに入っていたら分別作業をしなければならない為回収が遅れることになります。清掃の時、手間がかかることと思いますが、皆さまのご協力をお願いします。

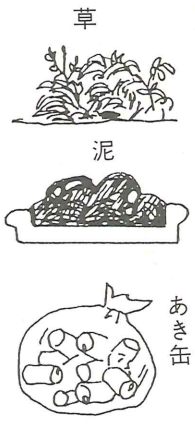

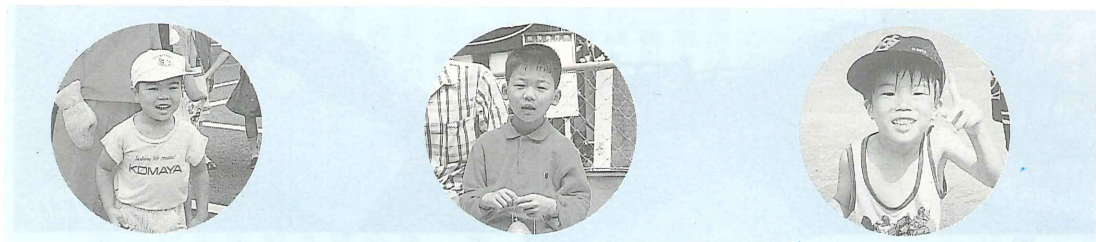

河川浄化10周年記念事業

昨年は、市民の皆さんの10年間の努力と熱意に感謝し「水と人間のハーモニー」をテーマに、様々な記念行事を開催しました。今後も住みたくなるまちづくりのために河川浄化運動をさらに推進、発展させ、皆さんとともに歩んで行きたいと思います。

松原川カッパまつり（5月13日）

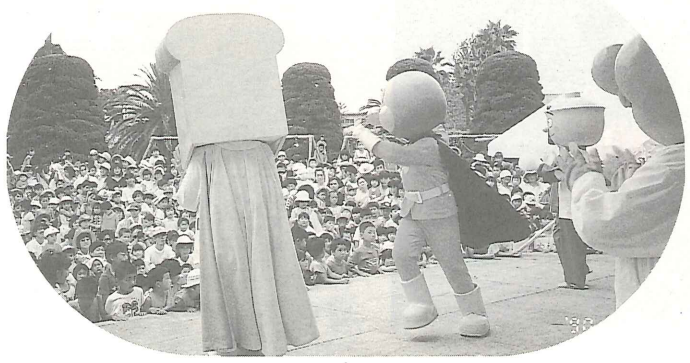

水と仲よしフェスタ（7月15日）

豊かな水辺は

末広水路の環境整備事業

市内には嘉瀬川をはじめ多布施川・巨勢川・本庄江川・佐賀江川など多くの河川や水路・クリークが網の目のように張りめぐらされております。その延長は、市街地で八十三キロメートル、周辺市街を含めますと二千キロメートルにも及ぶと言われています。

昔は、これらの水路や河川・クリークは佐賀城下の生活用水と周辺農村地域の農業用水となって住民と密接に結びついていました。しかもこれらの水路や河川、クリークは時代の変遷の中で現代まで引き継がれ、全国的にも珍らしい貴重な財産となっております。

佐賀市では、これらの水路や河川・クリークを個性と魅力ある佐賀のまちづくりの大きな素材として有効に生かすために市街地中心部に位置する松原川の環境整備事業や多布施川河畔公園整備事業など水と緑を生かした水緑空間の環境整備を実施しております。また今回整備する末広水路は、南部地区の核となる施設として位置づけ、自然と人と水辺のふれあいづくり事業として実施します。

この事業は、自然石での親水護岸を造ったり、花木を植栽して緑道を造りジョギングや散策が楽しめるように整備します。また町中の水辺で魚釣りができる釣場や東屋・パーゴラ・ベンチ等を設け子供達の情操教育の場や地域コミュニティ広場としての機能をもたせ日常的に親しめる水辺空間として整備します。

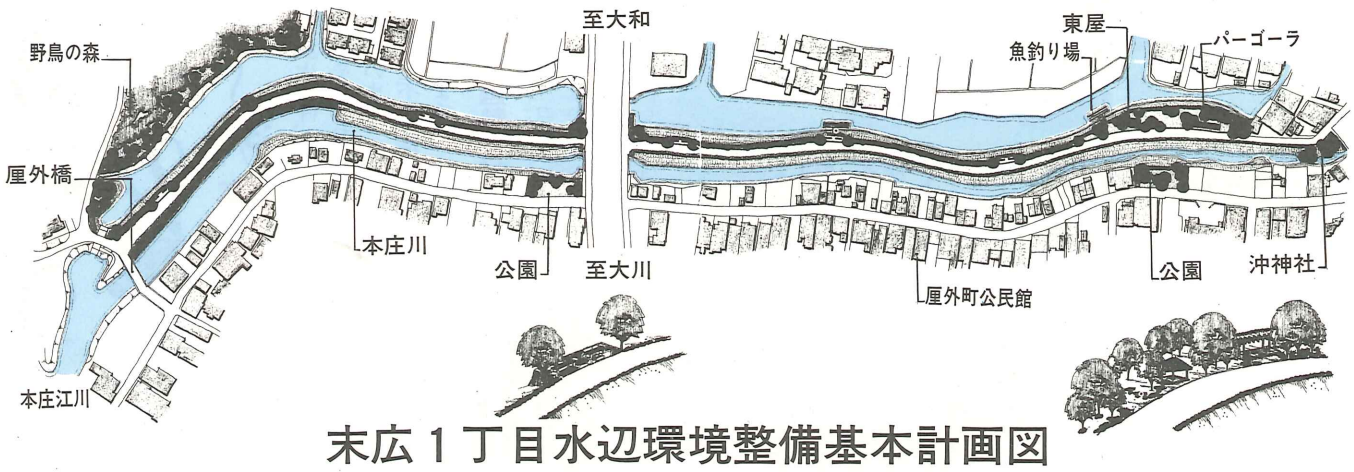

末広1丁目水辺環境整備基本計画図

川上頭首工開閉 春の川干実施

せき閉め	せき開き
3月22日（金）	3月25日（月）
3月29日（金）	4月1日（月）
4月5日（金）	4月8日（月）

※3/29～4/1の期間多布施川は水が流れます。

ご存知ですか

川に護岸や橋を造る時には許可がいります。川幅が狭くなって排水能力が落ちないようみんなで注意しましょう。

問合せ先　河川課☎㉔3151
内線372・373

〔板柵護岸〕一般的な造り方であるが、耐久年が約10年程度であり、現在各所で護岸の崩壊が見うけられる。

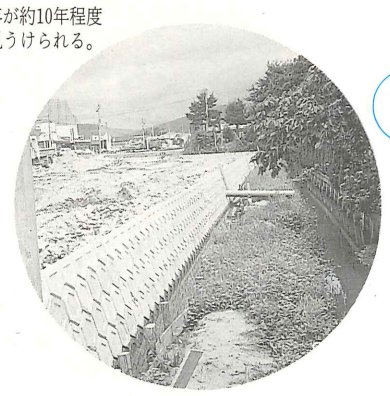

〔間知ブロック〕より強い護岸

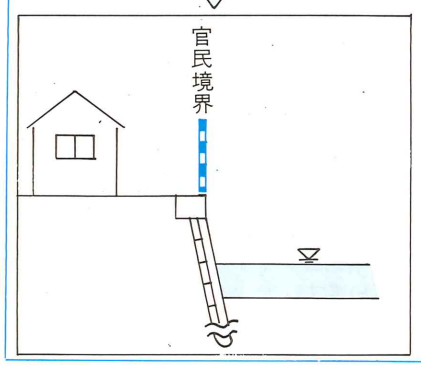

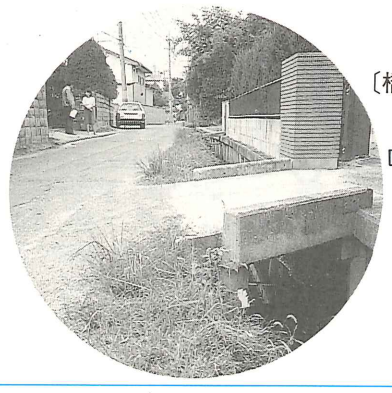

〔橋〕

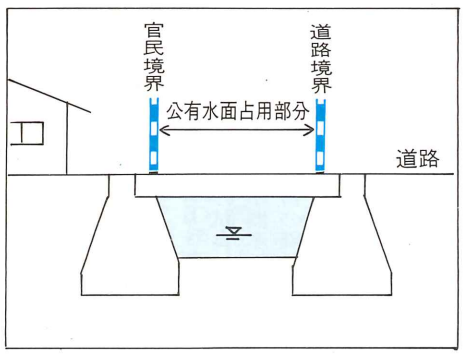

河川巡視員からのお願い!!

私達二名は、市河川課の河川巡視員です。毎日市内の川やクリークを、不法投棄、不法埋立、不法護岸、不法占用が行なわれていないか巡視しています。

巡視中一番目につくことは、川やクリークの中にゴミなどを捨ててあることです。せっかく皆さんが一生懸命きれいにしてくれた川が一部の心ない人達によって汚されているのです。川はごみ捨て場ではありません。発見したら必ず引き揚げてもらっています。これはマナーの問題であって、「誰も見とらんけん」の意識をやめて、川を清掃してくれている人達のことを考え、決して川へ捨てないようにしてもらいたいものです。

また、川やクリークの上に無断で橋をかけていたり、不法に埋立てられていることもよくあります。そのたび注意するのですが、なかなか是正されません。川は個人が勝手に使用するものではなく、みんなで利用するものです。佐賀市の川をきれいにするのは、皆さん一人ひとりの力なのです。

どうか市民のみなさんこれからも河川がますます良くなるようお願いします。

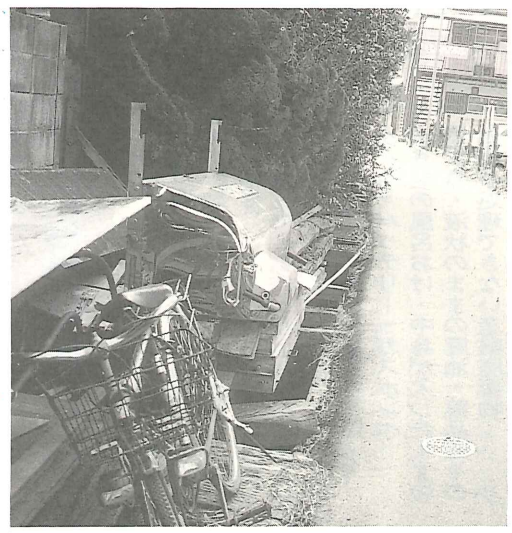

トンポジウム(10月20日)

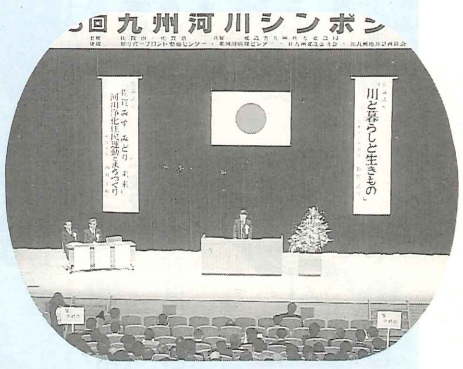

第5回九州河川シンポジウム(10月31日・11月1日)

まず消そう～火への鈍感無関心

3/1～3/7 春の全国火災予防運動

佐賀市内で発生した昨年一年間の火災は、七六件で損害額は、一億五千三百万円となっています。発生件数、損害額とも前年に比べ減少いたしましたが五名もの尊い生命が失われ、負傷者六名というかつてない人的被害を出しております。原因別では、相変らずコンロの消し忘れがトップで、十三件、放火五件、ストーブ火遊びがそれぞれ四件の順となっています。ほんのちょっとした不注意による出火が目立ちます。

天ぷら油は過熱で発火

天ぷら油は、コンロに火をつけて二十分から三十分放置すれば、油の温度は三百度を超え引火してではなく、自分から燃えはじめます。揚げ物など天ぷら油を使用している時に用事ができたら必ずコンロの火を消しましょう。電話に出たり、来客の応対、子供の世話などでコンロの火を着けていることを、つい忘れてしまいます。天ぷら鍋から絶対に目を離さないように心がけましょう。

もし火がはいったら

一、コンロの火を消す
二、天ぷら鍋に合ったふたをするか、濡れたバスタオル等で手前からむこうにかぶせる
三、水をかけたり、鍋を外に持ち出したりしない。

これは大変危険です。

防火はあなたが主役

これから春先にかけては、特有の季節風が吹き、空気の乾燥した日が続き、火災の発生しやすい時期になります。

市民の一人ひとりが、火災予防に対する認識を高め、尊い人命や貴重な財産を火災から守るため、三月七日まで、春の全国火災予防運動を展開中です。

市消防本部では、この期間中、毎日午後九時から一分間、サイレンを鳴らします。おやすみ前にもう一度火の元の点検をしましょう。

日頃の訓練の成果

第二十四回 消防団放水競技大会

春の火災予防運動の行事の一つとして、三月三日(日)午前八時から市消防本部屋外訓練場で実施されます。これは、団員の士気の高揚と消防機材の取り扱い技術の向上をめざすものです。市民の皆さんの、ご観覧ご声援をお願いします。

4月7日(日)佐賀県知事・県議会議員選挙
4月21日(日)佐賀市議会議員選挙

市議会議員選挙の主な日程は次のとおりです

⊙立候補予定者説明会
日時　3月19日(火)午前9時から
場所　市役所7階第2会議室

⊙立候補届等事前審査
日時　3月30日(土)午前9時から
場所　市役所7階第2会議室

⊙立候補届受付
日時　4月14日(日)午前8時30分から
場所　市役所7階第2会議室

選挙についての問い合わせは、市選挙管理委員会へ　(☎㉔3151内線452・453)

市民随想 やどりき

忘れられない一枚のメモ

西与賀町　籠田 のり子

私が看護婦として働き始めて六年が経ちます。様々な出来事や思い出がありました。その中で強く感じたことは、一生懸命に生きることは大変だけれど生き抜くことは本当に素晴らしいということ。又、人は生きようとする時、驚く程の生命力を秘めていることも同時に感じてきました。

六年前、初めて勤めた部署は耳鼻咽喉科病棟でした。代用音声でのコミュニケーションを学びたいと希望していたからです。喉頭を摘出すると声帯による発声が出来なくなる代わりに食道発声、人工喉頭、ジェスチャー、筆談が日常会話の手段になります。普段、簡単に意志疎通していたことが簡単でなくなり、言いたいことが直ぐ言えずにストレスが溜ってくることもあるでしょう。ですから発声法を覚える側も読み取る側も必死になります。

私が出逢った患者さんは、そんな生活を長年続けているにもかかわらず、とてもおおらかで明るくユーモアのある方でした。不運にも病気が再発してからは退院から入院迄の周期が早くなり、体力も衰えていく一方、けれど笑顔と筆談はいつも絶やさず私達をほほえませてくれたものです。

そんなある日、私は患者さんから「私が退院したら是非家に遊びに来てや」と書かれた一枚の紙を貰いました。手にしっかり力が入らなかったのか字体は震えてガタガタでしたが、その気持ちを考えると心から嬉しかったのを覚えています。悲しいことに今は天に召され帰らぬ方となられましたが、この方の生き方を通して教わったことは、人が与えた影響はとても大きく後々までずっと生きているということです。

今でもこの方から頂いたメモ紙を大切に持っています。確かにこの方が生きられた証です。この貴重な経験を通して、これから生きていく中で、例え失敗を繰り返してもまた立ち上がり、人が何か良いものを感じ取って下さるように生きていきたいと思います。生きることは素晴らしいと。

佐賀市「米」まつり

3月3日 西友駐輪場

米は高い栄養価があり、米を主食とする日本型食事は、とても栄養のバランスのとれた食生活であるとされています。

コメは、日本において十分に賄うことのできる食物ですが、その消費量は、昭和三十七年をピークに年々減少し続けています。

三月三日、午前十時から午後六時まで、西友東側駐輪場で「米まつり」を開きます。多数ご参集の上、日本型食生活を見直していただくようお願いします。

会場では、つぎのようなコーナーを設けています。

- 米に関する展示コーナー
- 米飯学校給食コーナー
- 米消費拡大推進図画・習字・標語コンクール
- もちつき大会（紅白餅の配布）
- ポン菓子の配布
- アンケートによる抽選会
- おにぎり・甘酒・純米酒などの試食・試飲
- 市内産農産加工品即売
- 乾海苔の展示即売

（主催）佐賀市米消費拡大推進連絡協議会

一平成3年度 募集 少年少女発明クラブ員

君のアイデアを形にしてみませんか。

佐賀市教育委員会と発明協会佐賀県支部では、発明クラブを開設しています。

クラブにはパソコンをはじめ、工作に必要な機械や工具をそろえ、みんなが自由にアイデア工作や発明ができるようにしています。

クラブの指導には学校の先生や佐賀機械金属工業会の方々があたります。

なお、クラブ員は一年間の固定会員として年間を通して創作活動をしていただきます。

(募集人員) 三十名程度
(応募資格) 佐賀市内の小学校四年生（現三年生）から中学二年生（現一年生）までの男女
(応募方法) 官製はがきに、住所、氏名、学校、学年、男女の別、保護者名、電話番号を記入し申し込むこと。（応募者多数の場合は抽選になります。）
(申込期限) 平成三年三月十五日
(申込先) 佐賀市栄町1番1号 市教育委員会庶務課宛
(開設場所) 赤松小学校
(開設日) 月二回（日曜日午前中）
(会費) 年額二千五百円の予定

つどう仲間

ボランティア循友

会員は49名（うち男性4名）。元年度公民館主催のボランティア講座を1年間受講後、昨年4月から発足しました。高齢者増加の世相に対応するため、独居老人の友愛訪問、ふれあい会食会。福祉施設の慰問手伝い。各公共団体の催し事の手伝い、街頭募金などに励んでいます。今後とも自治会や各種団体の援助協力を得て、組織の強化をはかり、会員相互の研修をかさねて、明るい地域社会づくりに取り組んでいきたいと思っています。

（代表――円城寺光司）

ニューごみ対策情報 ⑥

―あんたが主役！ゴミ戦略―

市民の皆さん！増え続ける厳しいゴミの現状から市がすすめるゴミ対策の中で、規制しなければならない多くの問題が発生しています。ご迷惑をかけますが、次のことにご協力下さい。

市で処理できないもの

市では処理困難なものとして、次のようなものは収集も処理もできません。

タイヤ・バッテリー・ガスボンベ
ポリ製の風呂おけ・中身が入ったままの消火器・液状のままの廃油・薬品類その他市が処理できない産業廃棄物

右は粗大ゴミとして、一品三百円で申し込まれても引き取りはいたしません。

販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に頼んで下さい。

会社や商店のゴミ

会社・商店・事務所・作業所・飲食店・病院などのゴミは、四月から清掃課の許可を受け自ら市の施設へ搬入しましょう。

これらのゴミは町内のステーションには出せません。

▽燃えるものは清掃センター（高木瀬町）へ
▽燃えないものは埋立地（嘉瀬町）へ
自分で搬入して下さい。

建設廃材の持ち込み禁止

建設廃材の埋立地への搬入を四月からすべて禁止します。

一般家庭のゴミ処理に支障をきたしている現状から少量の建設廃材についても搬入を禁止するもので、ご理解のうえ、ご協力下さい。